

議案第25号

苫小牧市議会委員会条例の一部改正について

苫小牧市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

令和5年12月15日提出

苫小牧市議会議員 金 澤 俊
神 山 哲太郎
小 山 征 三
牧 田 俊 之
小野寺 幸 恵
谷 川 芳 一
触 沢 高 秀

苫小牧市議会委員会条例の一部を改正する条例

苫小牧市議会委員会条例（昭和42年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（開催方法の特例）

第13条の2 委員長は、次に掲げる事由により委員が委員会の招集場所に参集することが困難であると認める場合には、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインの方法」という。）により会議を開くことができる。

(1) 重大な感染症のまん延防止又は大規模な災害の発生

(2) 公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護その他これらに類する事由であつてやむを得ないと委員長が認めたもの

2 前項に規定する場合において、委員は、オンラインの方法により会議に参加しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインの方法により委員が会議に参加する場合における次条、第15条第1項及び第28条第1項の規定の適用については、当該委員は会議に出席したものとみなす。

第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンラインの方法により会議を開く場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

委員が委員会の招集場所への参集が困難な場合において、オンラインの方法により会議を開くことができることとするため、関係規定を整備する。

議案第 26 号

苫小牧市議会会議規則の一部改正について

苫小牧市議会会議規則の一部を次のように改正する。

令和 5 年 12 月 15 日提出

苫小牧市議会議員 金 澤 俊
神 山 哲太郎
小 山 征 三
牧 田 俊 之
小野寺 幸 恵
谷 川 芳 一
触 沢 高 秀

苫小牧市議会会議規則の一部を改正する規則

苫小牧市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2章第1節中第87条の次に次の1条を加える。

（開催方法の特例）

第87条の2 苫小牧市議会委員会条例（昭和42年条例第2号）第13条の2第2項の規定により委員長の許可を得て同条第1項に規定するオンラインの方法（以下「オンラインの方法」という。）により委員が会議に参加した場合における前条第1項、第89条、第92条、第101条第1項、第112条第2項、第130条及び第131条の規定の適用については、当該委員は出席委員とみなす。

2 この規則に定めるもののほか、オンラインの方法による会議について必要な事項は、議長が別に定める。

第110条中「出席」の次に「（オンラインの方法による参加を含む。第139条第1項において同じ。）」を加える。

第111条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンラインの方法により会議に参加している場合における同項の適用については、「委員席に着き」とあるのは「参加している場所で」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事の進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事の進行を行うことができない」とする。

第132条から第135条までを次のように改める。

（オンラインの方法による表決の特例）

第132条 第122条の規定にかかわらず、オンラインの方法により会議に参

加している委員（以下この条において「オンライン出席委員」という。）は、
表決に加わることができる。

2 第124条から第128条まで及び第130条ただし書の規定にかかわらず、
オンライン出席委員がいる場合における表決の方法は、オンライン出席委員の
可否を発言により、その他の委員の可否を発言又は挙手により同時に確認
し、それぞれの可否を合算して多少を認定するものとする。

第133条から第135条まで 削除

第139条第1項中「紹介議員の」を「紹介議員を委員会に出席させて」に改
める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

オンラインの方法により会議を開く場合における表決の特例を定める等のた
め、関係規定を整備する。